

「御船農業振興地域整備計画」の全体見直しを実施します (現地調査・変更申請停止のお知らせ)

「御船農業振興地域整備計画」の全体見直しを行うため、農用地などの面積や農業就業人口など見直しに必要な項目の現地調査を実施します。また、変更申請の受付を一定期間停止します。

御船農業振興地域整備計画とは・・・

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良な農地の保全や管理を含めた農地の効率的な利用、農業上の健全な発展を図り、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める計画となります。現状把握と将来の見通しについて、おおむね5年ごとに調査を実施して全体見直しを行い、社会情勢の変化や自然的条件に対応した整備計画とします。

◆現地調査の実施：

整備計画の見直しに伴い、農用地区域の現地調査を実施します。調査の際に、対象農用地へ調査員が出向き、農道やあぜ道などから現況の確認を行います。皆様のご理解ご協力をお願いします。

●現地調査期間 6月～7月（予定）

※現地調査を行う調査員は、御船町が発行した「作業員証」を携帯しています。

業務名 ：御船町農業振興地域整備計画策定業務委託 【注意事項】久永情報マネジメント社は、委託業務の実施に当たり私有地等に立ち入る必要が生じた場合は、所有者又は使用者等の承諾を得るなど、住民との紛争等を起こさないように十分注意しなければならない。万一、調査中又は調査に関することで地権者等とのトラブルが発生したときは、慎重に対処するとともに、速やかに報告すること。 本事業に関するお問い合わせ先： 御船町役場 農業振興課 農地係 担当 緒方 TEL 096-282-1607(直通)	作 業 員 証 所属機関名 久永情報マネジメント社 所属機関所在地 鹿児島県鹿児島市桜町10番18号 氏 名 上記の者は、御船町が行う「御船町農業振興地域整備計画策定業務委託」に係る農地の視察調査を行う作業員であることを証明する。 調査期間 令和3年5月25日 から 令和3年6月30日まで 発行年月日 令和3年5月25日 発行 御船町長 藤木 正幸	顔 写 真
--	---	-------------

▲作業員証

◆農業振興地域整備計画変更申請（個別見直し）の停止：

「御船農業振興地域整備計画」の全体見直しに伴い、申請の受付を一定期間停止します。申請を検討されている方ご注意ください。（農地に住宅建築など、開発を行うとき、農用地区域から除外する必要があります。）

申請停止期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日まで（1年間）

※調査等の状況により変更となる場合があります。

●農用地区域とは、市町村が農業上の利用を図るべき土地として定めた区域のことです。

●農用地区域に設定すべき土地の考え方：

①10ha以上の集团的農地 ②土地改良事業などの対象地 ③農業施設用地

※①～③のほか、地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地

□問い合わせ先：農業振興課 農地係 TEL：282-1607